6. 環境保全措置の履行状況

事後調査報告書に記載した供用後の環境保全のための措置とその履行状況は、以下のとおりである。

項		
目	環境保全措置(供用後)	履行状況
大気質	空調設備等については、電動や都市ガスを燃料とした設備を採用し、大気汚染物質の排出量を抑制する。 レストラン等の厨房排気については、百貨店部最上階(地上約60m)付近より排出し、周辺地域への悪臭の影響を防止する。	・空調熱源は、電気式高効率水冷チラー、都市ガス温水ヒーター、ガス直焚吸収式冷温水機とし、計画どおり大気汚染物質の排出を抑制しています。(*写真1) ・レストラン、百貨店社員食堂等の厨房排気は計画どおり百貨店最上階にて行っています。
騒音・振動	空調設備等については、低騒音・低振動型の 設備を可能な限り採用するとともに、必要に 応じて防音壁の設置等の対策を行う。	・熱源機、冷却塔、ポンプ等は全て防振スプリング架台を設け、低振動に配慮しています。(*写真 1) ・屋外に設置する冷却塔は低騒音型の機器を採用しています。 ・隣接する建築物に配慮し第2工区屋上の室外機置場に防音壁を設置しています。
地盤沈下	用水としての地下水くみ上げは行わない。	・施設利用において地下水のくみ上げは行って いません。
廃棄物・残土	供用後については、流通用梱包貨店収のには、流通用梱包貨店収のにに会の変更を表示をしては、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	

環境保全措置(供用後)

履行状況

地球温暖化を抑制するため、熱取得を低減する建築計画の検討、高効率熱源機器の採用、BEMS(Building and Energy Management System:施設内各所のエネルギー消費状況データを集約し、情報処理することにより設備機器の省エネルギー運転を支援するシステム)の導入などの対策を行う。

また、設備機器の冷媒ガスにはオゾン層破壊係数ゼロの冷媒を採用する。なお、この冷媒ガスについては、漏洩のない密閉回路での使用となり、冷媒ガスの入れ替えは基本的に行わない。

なお、現在阪急百貨店では、社内に環境マネジメントを推進する体制を構築し、具体的目標を定めて環境対策に取り組んでいるが、これら取組みは建替え後においても継続して推進する予定である。高層部オフィスについても、入居する一般テナントに対して、省エネルギーの取組みについて、啓発活動等を行う。

さらに、太陽光発電等の自然エネルギー利用普及のための取組みついても、今後検討していく計画である。

- ・低層部の外周部への通路配置などで外壁から の熱負荷を削減しています。
- ・水冷チラーやガス冷温水機は最新の高効率機器を採用し、冷水は大温度差供給と変流量制御を行い、また送風量も可変制御することで、搬送用電力を削減しています。中間期は外気冷房を積極的に利用し、また、事務所、百貨店とも夏期は、室内のCO2濃度により必要量だけ外気を取り入れることで冷房負荷を減らすCO2制御を採用し、熱源負荷を大幅に削減しています。
- ・設備機器の冷媒にはオゾン層破壊に寄与しない代替フロンを採用し、密閉回路での使用により冷媒ガス入替を基本的に行わない設備としています。
- ・阪急百貨店では、環境マネジメント推進体制を「環境問題対策委員会」から、2006 年 4 月より「CSR 推進委員会」と名称を改め、環境問題についての取組みを推進していましたが、2008 年 10 月より阪神百貨店との合併に伴って新たな環境マネジメント推進体制として、環境対策推進部会」を発足し、環境問題について取組みました。現在も継続して環境マネジメントを推進しています。
- ・また、エネルギー使用量に関しては、営業時間×延べ面積あたりの原単位で前年に対し 1%削減の目標を設定し、各エネルギー使用 量の節減に取組んでいます。
- ・2013 年 10 月から 2014 年 9 月までの削減率は 2012 年 10 月から 2013 年 9 月の 1%削減の目標に対し、5.3%の削減となっています。これは 2008 年度の旧百貨店施設の原単位と比較すると約 28.9%の削減となります。
- ・高層部オフィステナントには、きめ細やかな空調エリアの設定と個別空調の導入により、節電のメリットを示しながら、適切な温度設定と不要な空調の使用を控えるよう啓発しています。また、テナントごとに照明と空調の一斉電源 OFF 時刻の設定を可能にしており、就業時間外の電気の使用を抑えることを奨励しています。
- ・太陽光発電等の自然エネルギー利用普及のための取組みについても検討いたしましたが、 風力については、安定した風量が得られず発電効率が低いことに加え、突風による破損の 懸念があること、太陽光については南側、東側がさえぎられ、十分な発電効率が見込まれないことから採用を断念しました。

地球環境

項目	環境保全措置 (供用後)	履行状況
交通対策	展、あ 梅が車削置車対導 、おか店ら機こい新考状、ペ交の のします。と同様の の、おして、おいたとのものしる機関でであるのしる機関では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	をいと奨減はのをを口がなッる、地一りて、店を確力にとりに応制のでした。 一月のでは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま

7. 市長意見及び市長意見に対する事業者の見解及びその履行状況 市長意見及び市長意見に対する事業者の見解及びその履行状況は以下に示すとおりである。

市長意見

市長意見に対する事業者の見解

履行状況

1. 交通計画

施設関連車両に ついて、関係機関 の協議のうえ、渋滞 抑制のための具体 的な対策を検討し、 必要に応じ適切に 対応すること。

本事業計画地は、阪急梅田駅、J R大阪駅などの多数の駅に接続され た、公共交通機関による交通の利便 性が極めて高い場所であり、来場者 については、公共交通機関を利用す る方がほとんどです。また、今回の 計画により、デッキレベル・地上レ ベル・地下レベルにおける周辺との バリアフリー化を図ることから、現 状にも増して公共交通機関による来 店の利便性は向上するものと考えて おります。さらに、来場者に対して は引き続き、公共交通機関を利用し ていただくよう呼びかけていくこと により、車での来場者を少なくおさ えていくことが可能であると考えて おります。

なお、新規オープン時等の特に来 場者が集中すると考えられる場別 や、周辺道路において渋滞の状況が 悪化するなどの問題が発生した場合 には、関係機関との協議のうえ、 舗案内ホームページや売出し 等の媒体により、公共交通機関によ る来店をさらに呼びかけるなどの 加対策を検討致します。

荷捌き車両については、新たに設置する梅田阪急ビル荷捌き場出入口に警備員を配置し、荷捌き車両による渋滞を抑制するよう車両誘導を行います。

- ・第1工区低層部百貨店の供用開始に あたっては、関係機関と協議のうえ、 案内チラシ、ポスター等により、公 共交通機関による来店を呼びかける とともに店舗入り口に警備員を配置 し、必要に応じて敷地内に待機場所 を確保の上、入場規制を行うなど混 雑解消に尽力しました。
- ・第2工区の百貨店の供用開始にあたっては、店舗案内ホームページ等により、公共交通機関による来店を呼びかけるとともに店舗入り口に警備員を配置し、必要に応じて敷地内に待機場所を確保の上、入場規制を行うなど混雑解消に尽力しました。
- ・店舗の引越しに際しては、工事関係 車両との輻輳を回避するため、あら かじめ車両情報を共有化することに より、車両台数の平準化を図り渋滞 緩和に尽力しました。
- ・第1工区低層部百貨店の供用にあわせ、デッキレベル・地上レベル・地下レベルにおけるバリアフリー化(EV、地下接続等)を進め、公共交通機関の利便性向上を図りました。
- ・また、歩行者の多い1階コンコース と地下1階地下鉄改札レベルとを結 ぶエスカレータを設置し地上地下連 絡の利便性向上を図りました。(*写 真 4)
- ・百貨店の荷捌き車両については、1 階出入口付近と地下に警備員を配置 し、渋滞につながる路上での滞留が 起きないよう、きめ細かな運用を行 っています。

市長意見

市長意見に対する事業者の見解

履行状況

2. 施設関係車両による影響

計画地は、交流とは、交流に別して、たっとに対して、たっとに対して、大がといいができたがといいができたが低出限滞もにができたが理したができたが理にはいいができたができたができたができたができたができたができたができる。

荷捌き車両については、百貨店が 業務を委託する委託先企業もしくは 納入業者等の所有であり、車両の導 入について計画する立場にありませ んが、環境への配慮を考慮し、委託 先等に対し低公害車等の導入につい て助言、提案を行う予定です。

・環境への配慮のため、委託先等に対 し低公害車等の導入についてできる 限り助言、提案を行っています。

<百貨店>

- ・荷捌き車両については、1階出入口付近と地下に警備員を配置し、渋滞につながる路上での滞留が起きないよう、きめ細かな運用を行っています。
- ・百貨店及び関係会社従業員はマイカ ー通勤を認めず、通勤には公共交通 機関を利用しています。
- ・荷捌き場について4 t 車が利用可能 な構造とし、輸送委託先企業に4 t 車による運用を奨励することによ り、荷捌き車両の台数の削減に努め ています。(現在の4 t 車による運用 は約3割)

3. 緑化計画

事業計画地内の建物周囲にある緑地については、歩行者の目に近い場所でもあり花木等季節の変化を感じさせるものにしたいと考えています。

周辺につきましては、関係機関等 と協議の上大阪駅前や御堂筋沿道の 景観に相応しい適切な樹種を選定い たします。

- ・大阪市の「大規模建築物の建設計画 の事前協議」において緑地の確保に ついて協議を行いました。
- ・第1工区及び第2工区の外周歩道については、協議に基づき常緑樹のシラカシを植栽しました。(*写真5)
- ・低層部屋上には中低木植栽を配置し 季節変化を感じさせるものにしまし た。(*写真 6)

4. 電波障害

対策未実施地域のうち、現時点で障害が発生すると想定している、計画建物による大阪局の遮蔽障害の発生予想範囲の内、建物高さ 187mの10倍程度にあたる約2kmの範囲については、事前に必要な対策を実施します。

それ以外の遮蔽障害発生予測範囲 内及び反射障害発生予測範囲内の対 策未実施地域については、建物建築 の進捗状況を踏まえ自主的に事後調 査を行い、本計画建物の影響が確認 された場合には、適切に対応いたし ます。

- ・計画建物による大阪局の遮蔽障害の発生予想範囲のうち、対策未実施地域について、高層部建物が立ち上がり、障害が発生すると想定される計場でに約2kmの範囲のCATVの加入状況調査を行い、対策が必要な住宅について順次説明を行い、平成21年4月までに、対策工事(都市型CATV放送事業者による放送受信のための設備設置)を実施しました。
- ・それ以外の障害発生予測範囲については既に対策工事実施済みであり、 未対策の個別アンテナ受信建物及び 既存の共同視聴設備の受信建物はありませんでした。

5. 廃棄物

百貨店から発生する「生ごみ(食料品売場)」については、弁当類や加工品(パッケージや調味料など付属物が商品に備わっているもの)の日々の売れ残りが大半であり、現状分別の対象としておりませんが、今後、リサイクル率を向上させるため、その方法について検討を行っております。

その他の廃棄物についても、今後 さらに分別の強化を図るため、分別 項目・方法の見直し、啓発活動等の 方法等についての具体的な方策を検 討し、実施してまいります。

<百貨店>

- ・通い函、統一ハンガーの利用・回収 を実施しています。(*写真 2)
- ・廃棄物の分別を徹底することにより、「その他」の廃棄物が減少し、また、生ごみについて、民間炭化施設での燃料、還元剤、土壌改良材原料としてリサイクルを実施したことにより、全体としてリサイクル率が向上しました。
- ・今後も廃棄物の発生抑制・リサイクル に努めてまいります。

6. 地球環境

また、法令の遵守 はもとより具体的 な自主目標を掲げ て排出抑制に努め、 必要に応じ適切に 対応すること。 建築計画においては、低層部の外、 周部に階段やバック廊下を配置いた 熱負荷を低減するよう計画と熱源 す。設備についても、高効率ると 器や氷蓄熱システムを採用すると 、大温度差送水・低温送風、外 気冷房制御等を行い、可能な限りの 二酸化炭素の抑制対策を 方計画しています。

また、現在阪急百貨店では、社内に環境マネジメントを推進する体制を構築し、環境対策に取り組んでおります。その中で2005年度のエネルギー及び水使用量の削減目標については、その使用量を前年度比-1%と設定しております。

具体的には、通路・倉庫等のバックヤードにおける不在時の照明や 0A機器の電源 0FF の励行、冷房時の空調設定温度 28 度の励行、水道蛇口の小まめな止栓、店頭における業務和了時の速やかな消灯や冷蔵庫の報音をで、身近で地道な取組みを徹底することで、目標達成を行う定です。

また、これら取組みは建替後においても継続して推進する予定です。

- ・低層部の外周部に階段やバック廊下を配置し、熱負荷を低減しています。 また、高効率熱源機器や氷蓄熱システムを採用するとともに、大温度差 送水・低温送風、外気冷房制御等を 行い、二酸化炭素の抑制対策を実施 しています。
- ・阪急百貨店では、環境マネジメント 推進体制を「環境問題対策委員会」から、2006 年 4 月より「CSR 推進を 員会」と名称を改め、環境問題しての取組みを推進して百貨店との取組みを推進して百貨店とメが、2008 年 10 月より阪神百貨ぶメ進での合併に伴って新たな環境対策では、環境はでは、環境として、環境を発足し、環境問題にて環境として、環境として、環境として、環境といます。
- ・今後の設備の切替えや新設時には省 エネ効率の高い機器を導入すること はもちろん、エネルギー使用量を細 かく把握することができる体制を整 備し、改善のための取組みを継続的 に実施していきます。

市長意見	市長意見に対する事業者の見解	履行状況
6. 地球環境(つづき	· ()	
	高層部オフィスについても、 、入調のようなでは対しても、空間のないでででは、 をででは、不在時でのででは、 ののででは、 ののででででででででででででででである。 できないででででででできる。 ののでででででできる。 ののででででできる。 できる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでき。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 のので。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののでき。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 ののでき。 ののできる。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のの	・ 内の強しこよの自以。 で年の年す 本2。 大ンけで音月ィ3、 は能般し一計で表示では、2013年のおいが、2 5 8 2014年の、10 5 6 統 3 7 3 8 表示のよう。 大いけで音月ィ3、 は能しし、2013年で、10 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 3 2 1 3 2 1 3 2 1 3 3 8 3 まかつ業3、イえの真が表示のようでように従いりの自以がの自以がようにして、10 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1

市長意見	市長意見に対する事業者の見解	履行状況		
6. 地球環境(つづき)				
(2) 出陽ネつ組計 (2) 出陽ネースを (2) 出陽・水 (2) が (2) が (2) が (3) が (4) が (4) が (5) が (6)	計画施設における直接的な自然 はおけるでは、冷島 がよれば、大阪の利気をできるよう。 には転を最いできるよう。 ではます。 ではます。 では、大阪の自然にできる。 のは、たいでは、大阪の自然にでいまた、大阪ののは、大阪のは、大阪	・ のみテにテき別ト不し照定電い 中房と冷の導高太普い安低懸南電を上が入ったまでは、 定メ設うご刻間励 しる 産ル性 一もて効味のおしたまでのな入がの。のしを おいり、切控テ源、こ 気限 は効定てエに力れ風防いとあいり、切控テ源、こ 気限 は効定でエに力れ風防いとが、変と発調よ、用た斉おえ 限最 い物で入自組、得、、えれまのみテにテき別ト不し照定電い 大を。つ築」導の取ががえとさまた。 一果活かるへか導な調す調に用 は運ま源・事器電めし風にる側気を、電りる 外小 て高指し然み風ら突太ぎなり、 でのみテにテき別ト不し照定電い 中房と冷の導高太普い安低懸南電を、のみテにテき別ト不し照定電い 中房と冷の導高太普い安低懸南電を、 で、 のみテにテき別ト不し照定電い 中房と冷の導高太普い安低懸南電を、 で、 のみテにテき別ト不し照定電い 中房と冷の導高太普い安低懸南電を、 で、 の の と 発に設のて 、 で 、 で 、 を で 、 で 、 を で 、 を で 、 を で を で		

F	Ħ.	E.	音	Ħ
- 1	11	$\tau \nabla$		ידרי.

市長意見に対する事業者の見解

履行状況

7. 気 象 (風害を含む)

低層部については、水平庇を設置することで風環境の変化を緩和できると考え、外壁デザインに取り入れました。

高層部については、低層部からセットバックすることにより風環境の変化を緩和するよう配慮しました。

- また、今後の詳細設計においては、 ・外壁面の凹凸を作り、風環境の 変化を緩和する。
- ・低層部の高さについては、都市 計画上の許容高さ (85m) より 低くおさえる。

などの方針で、周辺への風害の影響を軽減する観点から具体的な検討を行います。

- ・風環境の変化を緩和するよう、低層 部については、水平庇を設置しまし た。(*写真 11)
- ・高層部については、低層部からセットバックしました。
- ・また、低層部の水平庇に加え、オフィス部分の外壁に縦リブを設け、また、低層部上部に大小の形状を組み合わせ凹凸を作りました。
- ・低層部の高さは、約75mとし、許容 高さより低くおさえました。(*写真 12)

(2) 期画等め画防め切こ期画等の地風におりのの地風におりの地風がなり、などのが、できるの地域がある地域がある地域がある。

計画地周辺の風環境については、、考を関係して、影響を行い、影響を行いたのでは、、考には、計画建物による影響を行います。また、問題が再確認を行います。また、問題が展がます。と考えられる場合には、は、とは、計画地周辺に措置を機関等と協議し、計画地周辺に措置を防風植樹等も含め、適切な措置を講じます。

- ・建物の詳細設計確定後、影響が考え られる地点周辺について、詳細模型 による風洞実験を行い、計画建物に よる影響の再確認を行ったところ、 評価書記載の風洞実験と同様に、大 阪富国生命ビル前の予測点を除い て、問題ないことを改めて確認しま した。
- ・大阪富国生命ビル前の予測点については、計画地周辺の風環境等の状況 把握に努めると同時に、関係機関等 と協議の上、防風植樹等、適切な措置を行う方針でおりましたところ、 大阪富国生命ビルの建替えに伴い、 計画地周辺の風環境に変化があることが分かりました。
- ・富国生命保険相互会社から提供を受けた『小松原町地区 都市再生特別地区 検討書 抜粋』によりますと、建替後の梅田阪急ビルを含めた周辺開発を考慮した風洞実験を行っ建設である、大阪富国生命ビル前の建設をある、大阪富国生命ビルがの建設をある、対策は、建物のセットバック2となり、改善された結果となっています。
- ・このことから、本事業において、大 阪富国生命ビル前の歩道に、風環境 改善を目的とした防風植樹等の措置 は、必要ないものと考えています。
- ・なお、第1工区南側歩道及び第2工 区西側歩道には、大阪市の関係部局 と協議を行い、常緑樹のシラカシを 植栽しました。(*写真13)

8. 景 観

(1) デ決心ふすり性な高層イにののによいいはとのののではかいはととのととのととのといいなるのではないにはなりになるのでである。低考慮したがある。

計画建物の低層部については、現建物のでザイン要素(水平庇やアとでなど)やイメージを継承することで、建替後も見慣れた風景として親しを感じてもらい、相対的に圧迫を感じさせないことを意図して生命で、色彩においても同様の効果を狙って、現建物に近似した色彩とするとを検討中です。

高層部の色彩・デザインの詳細の決定に際しては、一部、低層部とりまる。 通のデザイン要素の使用等により、連続性を考慮したデザインの検討を対したがでいる。 連続性を考慮したががない。 連続性を考慮したががない。 連続性を考慮したがいる。 をもに、壁面のはば半分をうるとして開放感を高め、壁の工夫により圧迫 感を軽減します。

(2) 部空にに等史え的割せ検建の間際おの的大観引よる容経のときうけ内な阪観引よるでは、デ決緯シし続具引よびク設建イの踏ぶの果的とびク設すが、関係をある。

機能面では、歩行者交通通路として 相応しい照度やサインの検討を、そ してデザイン面でも格調高い意匠を 検討します。

- ・建物の低層部については、旧建物の デザイン要素(水平庇やアーチなど) やイメージを継承することで、建替 後も見慣れた風景として親しみを感 じてもらい、相対的に圧迫感を感じ させないことを意図して、材料や、 色彩について検討し決定しました。
- ・高層部の色彩・デザインの詳細決定 に際しては、一部、低層部とり連続 のデザイン要素の使用等により連続 性を考慮し、壁面のほぼ半分をの水 として開放感を高め、低層の外 平庇に加え、オフィス部分の外壁に 縦リブを設ける等の工夫によりに 感を軽減するよう、材料や色彩につ いて、検討し決定しました。(*写真 14)
- ・外観及び内部のパブリックな空間に ついては、旧建物のデザイン要素(水 平庇やアーチなど)を踏襲し、また 色彩も旧建物に近似したものとする ことで、建替後も見慣れた風景として親しみを感じてもらえるよう、材 料や色彩について、外観の主要部分 の実物大模型を作成し検討を行い決 定しました。
- ・旧梅田阪急ビル1階大玄関の伊東忠 太博士デザインの壁画やシャンデリ アは、13 階レストランに移設復元し ました。(*写真15)
- ・1 階のコンコースは、新しいこれからの「阪急」のイメージを基本に機能面を充実させた格調高い意匠を目指しました。(*写真 16)

9. 文化財

工事中に遺構・遺 物等が発見され関 場合は、直ちに関を 機関との協議を が、必要に応じる な対策を講じること。 事業計画地については、大阪市教育 委員会事務局に、周知の埋蔵文化財 包蔵地ではないことを確認してい埋 す。しかし、深さ6m以深でも埋層 物が無いとはいえないため、地層 見ていただく必要があることから 規削工事の前に大阪市教育委れてい 務局に連絡するよ

なお、建設工事中に、事業計画地に おいて埋蔵文化財が確認された場合 には、直ちに文化財保護法に基づき 手続きを行い、大阪市教育委員会等 と協議を行い、文化財の保護に努め ます。

- ・第1工区の掘削深さ約3.0m~約8.2mにあたる2次掘削が開始された平成20年1月11日に大阪市教育委員状況現場立会いを頂き、現地の掘削状況を確認頂きました。また、第2工の掘削開始時の平成23年1月28日に大阪市教育委員会の現場立会といりでした。その結果、埋蔵文化財の存在は確認されませんでした。
- ・なお、建設工事中に、事業計画地に おいて埋蔵文化財等の遺構・遺物は 確認されませんでした。

履行状况

10. 建設工事について

なお、工事中は、建設機械等の稼働 状況を把握するとともに、周辺状況 の監視を行い、万一問題が発生した 場合には、関係機関と協議の上、適 切な対策等を検討・実施します。

- ・工事周囲に仮囲いを設置した上で、 逆打工法を採用したことにより床下 解体工事と掘削工事は1階床下で の作業となり、作業中の粉じんの発 生・飛散を大幅に防止することがで きました。搬出車両には作業状況に 応じて、散水・車両洗浄を行いこ じんの発生・飛散防止を実施しまし た。
- ・建設機械選定では、バックホウや発電機などで国土交通省指定の排ガス対策の2次指定機械など最新の排出ガス対策型の建設機械をできる限り採用しました。
- ・地下解体工事と埋戻・掘削工事において工事機械の兼用を行うことにより稼動率を上げ全体の稼動台数の削減を図りました。
- ・地中障害撤去工事、山留め工事、杭 工事においては、昼夜24時間作業の 中で工事機械の稼動計画を立て平準 化を行うことにより、同時稼動機械 の削減を図りました。
- ・出入口ゲートは、大阪府警と協議を 行い、1箇所に4名の警備員を配置 し安全確保にあたりました。
- ・通勤車両の削減を図るため、工事関係各社に対して通勤には公共交通機関を利用するよう指導しました。
- ・建設資材の搬出入車両の運行については、朝・夕のラッシュ時間帯を避けるとともにできる限り各工事のピークが重ならず平準化するよう、日々の作業打合せにおいて運行調整を行いました。
- ・工事車両の退出ルートとして設定していた茶屋町を通るルートは人通りの多い部分を通り抜ける片側 1 車線道路であったため、大阪府警より指導いただき、幹線ルートを通る退出ルート(新御堂筋側道)を追加し渋滞緩和を図りました。
- ・現場周辺は大型車両の規制区域となっているため、搬出入車両の運行について大阪府警へ届出を行い、大阪府警の指導に基づくルートを守った運行を行いました。
- ・工事中は建設機械、工事関係車両の 稼動、運行状況の記録を行いました。 建設機械等の稼動効率アップや平準 化の効果により、建設機械、工事関 係車両共に評価書の総予測台数を下 回りました。

市長意見	市長意見に対する事業者の見解	履行状況		
10.建設工事につい	て(つづき)			
(2)に等い実工環るガ械境に 量る工事材をなと と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	は、たいまでは、 を設すする。 は、ないまに計とが調が、を行な効同時適 でしていい的も等事かのでのでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

10.建設工事について (つづき) ・また、建設機械の稼動状況実績に基づきる 12 か月間の排出量の合計値) は、評価者に記載した第 1 エ区工事期間中ので第 2 エ区工事期間中ので第 2 エ区工事期間中ので第 2 正区工事期間中ので第 2 正区工事期間中ので第 2 では、評価量を下回りました。・本工事中において、関係機関とのでした。 ・本工事中において、関係機関とのでした。・本工事内囲に仮囲いを設置し、地上解るとそうなど粉じんの発生・飛散防止するため、散水の徹底等、適切な飛散防止対策を講じること。 エ事区域の周囲に仮囲等を設置するとともに、適宜散水及び車両の洗浄を行うなど粉じんの発生・飛散防止が高速である。 ・工事周囲に仮囲いを設置した上で、地下解体を採用したことにより、下解体業と相別工事は1 階床下の発生・飛散を大幅に防止することが出来ました。・作業となり、作業中の粉じんの発生・飛動を大幅に防止することが出来ました。・作業状況に応じて、搬出車事事務台上での窓とまた、現場周辺と歩道権とのの発生が、作業を大幅に防止することが出来ました。・工事機械を優先して採用しました。また、工事機械を優先して採用しました。また、工事機械を優先して採用しました。また、工事機械・運搬車両に対して	市長意見	市長意見に対する事業者の見解	履行状況	
(3) 工事期間中は、粉じんによる周辺環境への影響を防止するため、散水の徹底等、適切な飛散防止対策を講じること。 (3) 工事財間中は、粉じんによる周辺環境への影響を防止するため、散水の徹底等、適切な飛散防止対策を講じること。 (3) 工事財間中は、おりないの場響を設置するとともに、適宜散水及び車両の洗浄を行うなど粉じんの発生・飛散防止があるため、散水の徹底等、適切な飛散防止対策を講じること。 (3) 工事財間中は、おりないの場所を設置し、地上解をないの影響を防止を持たであるとともに、適宜散水及び車両で、対象を対しました。 ・工事周囲に仮囲いを設置し、地上解をない、解体建物周囲に防済され、設置しました。 ・工事周囲に仮囲いを設置した上で、地に努めます。また、適宜事業計画地周辺の粉じんの状況の目視確認を行います。 ・工事周囲に仮囲いを設置した上で、地で発生することに対して、地で解案となり、作業中の粉じんの発生・飛散を大幅に防止することが出来ました。 ・作業状況に応じて、搬出車両には散水・車両洗浄を実施し、工事構合上での発生防止に努めました。 ・工事機械選定は、排出ガス対策型の建設機械を優先して採用しました。	10.建設工事につい	工事について(つづき)		
は、空ぶかし防止、アイドリングストップ励行を実施しました。	粉じんによる周辺 環境へるため、適 ・ ・ ・ ・ ・ の徹底等、対 ・ ・ の ・ の ・ の ・ の も 、 の も 、 の も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も	るとともに、適宜散水及び車両の洗 浄を行うなど粉じんの発生・飛散防 止に努めます。また、適宜事業計画 地周辺の粉じんの状況の目視確認を	(連)事最 協し 解に 、地で発出 散所上止 の。てス で は で 、 で の が は	

F	Ħ	4	Ē.	音	目
ш	IJ		11		7T

市長意見に対する事業者の見解

履行状況

10. 建設工事について(つづき)

低振動型の工法の採用に努めると ともに、建設機械の稼動については、 同時稼動のできる限りの回避等、適 切な施工管理を行います。

- ・逆打工法の採用により地下解体工事 と掘削工事は、1階床躯体下での作 業となり、作業中の周辺振動の低減 に貢献しました。
- ・地中障害の撤去工事、掘削工事、杭 工事においては、騒音・振動の少ない 全周旋回工法*1 や、BG 工法*2、振動 の少ないアースドリル工法などの工 法を採用しました。
- ・地下解体工事と掘削工事において工 事機械の兼用を行うことにより稼動 率を上げ全体の稼動台数の削減を行 いました。
- ・地中障害撤去工事、山留め工事、杭 工事においては、昼夜24時間作業を 行うことにより、1日の作業中のピー クを低減・平準化を行い、同時稼動 機械の削減を図りました。
- ・解体工事、掘削工事などの工事中は、 作業状況に応じて現場周辺の巡視を 行い、周辺へ与える影響の監視を行 いました。
- ・第2工区地上・地下解体工事に関して、カッター切断及びクレーンによるブロック毎の吊り上げ解体を行い、振動発生を抑制しました。また、時間帯による作業範囲区分を設定し、稼動建設機械台数の平準化を図りました。
- 注)*1 全旋回工法:地中障害撤去工法の1つで、大口径の鋼鉄製のケーシングパイプを専用の油圧 装置を使って旋回しながら地中内に埋込み、このパイプ内の土と地中障害物をクローラクレ ーンのグラブバケットなどを使ってつかみ取り撤去する工法。
 - *2 BG工法 :地中障害撤去工法の1つで、ケーシングを埋込む油圧装置とクローラタイプのベースマシーンが一体となった特殊工事機械を使用する特許工法である。全周旋廻工法と同様に鋼製のケーシングパイプを地中内に埋込み、このパイプ内の土と地中障害物を撤去するが、別途のクローラクレーンを使用せず、特殊工事機械自身で行うことができる。

11. 事後調査について

(1)建設工事中の騒音・振動に係るは、 調査についてるは、工事工程別の予測地 果や周辺の土地利 用状況を考慮し、適切 で設定すること。

また、工事中に騒音、振動に係る問題等が生じた場合、必要に応じ適切な措置を講じること。

建設工事中の騒音・振動に係る事 後調査については、建設機械による 影響については、事業計画地敷地境 界 2 地点において実施する予定です が、調査時期・地点については、工 事状況等を踏まえて、影響が最大と なると考えられる時期・地点を設定 します。

道路交通騒音・振動については、 影響予測を行った関係車両主要通行 ルート沿道の4地点において実施する予定ですが、調査時期については、 工事状況等を踏まえて、影響が最大 となると考えられる時期を設定しま す。

なお、工事中に騒音・振動に係る 問題等が生じた場合は、必要に応じ 適切な措置を講じます。

- ・第1工区工事最盛期の調査の実施に あたっては、工事工程を確認し、振 動の影響が最も大きくなる新築工事 2か月目及び騒音の影響が最も大き くなる15か月目に、建設作業騒音・ 振動調査を実施しました。
- ・また、調査地点についても、調査当日の工事状況をふまえ、影響が大きくなると考えられる地点を設定しました。なお、騒音・振動とも、規制 基準値を下回っていました。
- ・第1工区工事の工事中道路交通騒音・振動調査を、工事関係車両の影響が最も大きくなる新築工事開始後14か月目に実施しました。工事関係車両の騒音・振動が道路交通騒音・振動に及ぼす影響はほとんどありませんでした。
- ・第2工区工事最盛期の建設機械騒音・振動調査及び工事中道路交通騒音・振動調査を、工事工程を確認し、工事の影響が最も大きくなる新築工事開始後56か月目に実施しました。
- ・建設機械騒音・振動調査とも、規制 基準値を下回っていました。
- ・工事関係車両の騒音・振動が道路交 通騒音・振動に及ぼす影響はほとん どありませんでした。
- ・なお、事前に周辺への工事説明を行うとともに、特に周辺への影響が大きくなると考えられる工事の実施時には、現場周辺に担当者を配置し、適宜周辺の方のご質問等に答えるなどの対応を行っており、特に問題等はありませんでした。

建設工事期間中は、使用する建設機械の機種・型式、排出ガス対策型・低騒音型等の指定の有無及び各機械の台数・稼動時間を把握します。また、工事関係車両についても車種別の出入台数を把握します。

これらを把握することにより、環境保全の観点から、より適切な工程管理に努めます。

- ・建設工事期間中は、使用する建設機 械の機種・型式、排出ガス対策型・ 低騒音型等の指定の有無及び各機械 の台数・稼動時間の記録を実施しま した。また、工事関係車両について も車種別の出入台数の記録を実施し ました。
- ・月ごとの調査結果を評価書の予測値 との比較を行い、続く工事計画への 建設機械の台数や工事関係車両の計 画へフィードバックを行いました。

市長意見

市長意見に対する事業者の見解

履行状况

12. アスベスト等について

(1)に使い行認関きじ令い大いにを既際用ていめ係適るの場気よ準帯です分スた等措まとつ飛係切こが高いに関適るの事等調ス合をできた。とつ飛係切こがよいでである。との飛係切この事がは、できばいるの事がは、できばいるの事がは、できばいるのものものでは、できでは、できばいるのものとが、でいる。

アスベストについては、使用建材のサンプルを採取し、分析による含有量を確認した結果を踏まえ、解体工事前に、アスベストの除去を先行して行います。

- ・第1 工区のアスベストは、解体工事 の実施前に調査を行い、吹付け石綿 (レベル 1) 35m³と、アスベスト混入 建材 (レベル 2・3) 340m3の使用が判 明しました。また、第2工区の解体 工事実施前調査では、アスベスト混 入建材 (レベル2・3) 203m3の使用 が判明しました。アスベストの除去 工事は、飛散防止の観点から「労働 安全衛生法」(厚生労働省)、「大 気汚染防止法」 (環境省) 、「廃棄 物の処理及び清掃に関する法律」(環 境省)、「石綿障害予防規則」(厚 生労働省)、「石綿粉じんへのばく 露防止マニュアル」(建設業労働災 害防止協会)、「大阪府生活環境の 保全等に関する条例」に基づき、解 体工事の前に実施しました。
- ・除去されたアスベストが適正に処分 されていることを最終処分業者より 返送された電子マニフェストにより 確認しました。
- ・アスベスト除去に関しては、適切に 事前調査・除去工事を完了し事後調 査報告書(平成21年1月~平成22 年3月)で報告済みです。

12. アスベスト等について(つづき)

PCB含有機器については、第2 工区内の機械室内において保管して いたものを、平成20年8月以降に稼 動開始の、日本環境安全事業㈱の大 阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施 設で処理を行う予定です。

これらの除去・保管及び処理等の 過程については、適切な管理体制の もと、適切に記録し、処理が完了し た後に事後調査結果報告書で報告し ます。

- ・第1 工区のアスベストは、解体工事 の実施前に調査を行い、吹付け石綿 (レベル 1) 35m³と、アスベスト混入 建材 (レベル 2・3) 340m3の使用が判 明しました。また、第2工区の解体 工事実施前調査では、アスベスト混 入建材 (レベル2・3) 203m3の使用 が判明しました。アスベストの除去 工事は、飛散防止の観点から「労働 安全衛生法」(厚生労働省)、「大 気汚染防止法」 (環境省) 、「廃棄 物の処理及び清掃に関する法律」(環 境省)、「石綿障害予防規則」(厚 生労働省)、「石綿粉じんへのばく 露防止マニュアル」(建設業労働災 害防止協会)、「大阪府生活環境の 保全等に関する条例」に基づき、解 体工事の前に実施しました。
- ・除去されたアスベストが適正に処分 されていることを最終処分業者より 返送された電子マニフェストにより 確認しました。
- ・アスベスト除去に関しては、適切に 事前調査・除去工事を完了し事後調 査報告書(平成21年1月~平成22 年3月)で報告済みです。
- ・PCB廃棄物の処分については、平成39年までに処理を終了することとでいることのでいるため、「ポリ塩化ビフスニル廃棄物の適正な処理の推進日本の連びを特別措置法」に基づき、所で支援を全事業(株)の大阪事業いる場所であるのを待っています。

8. 履行状況写真



写真1 高効率熱源機器(防振架台上に設置)



写真 2 統一ハンガー回収ボックス



写真3 廃棄物(分別状況)





写真4 1階コンコース連絡エスカレータ



写真5 外構植栽 (シラカシ)



写真 6 百貨店屋上緑化の状況



写真7 阪急百貨店節電ツール (まめ消しタッグ)



「2UP 3down 階段利用の促進 2階上がる時、 3階下がる時は階段を!!」

写真8 阪急百貨店節電ツール(2アップ3ダウンシール)

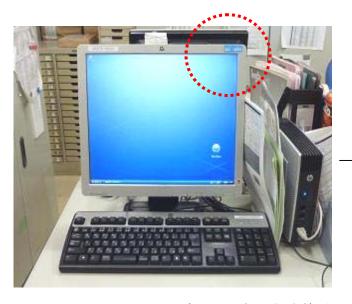




写真9 阪急百貨店節電ツール (PCオフシール)



中央監視装置 (BEMS 見える化) 写真 10



写真 11 低層部外観



写真 12 建物全景 (大阪駅側より)



写真 13 西側外溝の状況



建物の外観



写真 15 13 階レストランの内観







写真 17 PCB 室内保管箱設置状況